

1886（明治19）年、ため公園の看守人となった。水原衛作の実弟である柿崎 木村莊助をはじめ、有志者 巳十郎が、兄の遺志を継ぐとともに造園を始めるため



故水原衛作君紀念之碑 2014（平成26）年9月29日・筆者撮影

1891（明治24）年、柿崎巳十郎や木村莊助など計6名が發起して、公園創設者である水原衛作の年回忌を理由に建立された。石碑は、旧奥州街道を挟み、公園創設の根拠となる「三誓の松」と相対するように設置されている。

である。

柿崎は公園の完成を願った水原の遺志を継承して、公園の風致体裁を整備しようとした。だが、現実的には困難をきわめた。柿崎も水原と同様、有志者不足と資金難に悩まされ、造園の限界を感じたのである。

そのため1890（明治23）年、柿崎たちは協議し、公園附属地（水原の所有地）を青森町（現青森市）へ寄

局が、すでに附属地を含む

土地を町の公園とみなしていたことである。水原が造園した当初の公園は、東津軽郡造道村字浪打（根子堰以西）に位置していた。だが、1889（明治22）年の市制町村制の施行で青森町が誕生すると、公園は青森町の町域に含まれるようになった。

1881（明治14）年に、水原が公園創設願を青森県へ提出した際に

がっほ  
合浦公園通史②  
故水原衛作君紀念之碑  
中園 美穂  
（青森県史編さん調査研究員）

は、1873（明治6）年の公園制度に見合う場所が「公園」に指定された。しかし市制町制が施行されて事情が変わった。全国的に府県管理の公園が市町村へ移管されるようになっていくからである。このことは、1891（明治24）年に建立された水原の記念碑からも理解できる。記念碑は、漢学者の葛西音弥が文章をつくり、碑文の

附しようとした。そして柿崎自身は兄の遺志を継続できよう、公園の永代看守人になることを願い出た。

治24）年には府県制・郡制が施行されて事情が変わった。全国的に府県管理の公園が市町村へ移管されるようになっていくからである。

字体は青森県書記官の松沢光憲が担当。「故水原衛作君紀念之碑」の文字は佐和正県知事によるものだ。青森県当局が石碑の建立に關与しているのは、公園創設に県が深く関わっていた何よりの証拠であろう。水原が公園を創設する際にも、山田秀典県令が後押しをしていった。県が公園創設に尽力した公園が、町の管理となるにあたり、記念碑が建立されたことになろう。

他方、青森町では同年、青森県に対して海岸側へ公園を拡大しよう上申していた。しかし柿崎や青森町の意向は、すぐには成就しなかった。

園が市町村へ移管されるようになっていくからである。このことは、1891（明治24）年に建立された水原の記念碑からも理解できる。

したが柿崎らは、水原の遺志を実現するため町へ公園を寄贈するのである。そして公園が青森町（後に青森市）の公園になるからこ

興味深いのは、青森町当

あることを後世に示したかったに違いない。